

平成28年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月14日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第10号まで
平成27年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第1号 八雲町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第2号 八雲町空家等対策協議会設置条例
- 日程第 5 議案第3号 八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 [議案第4号 新たに生じた土地の確認について
議案第5号 町の区域の変更について
- 日程第 7 議案第6号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第7号 平成28年度八雲町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第8号 平成28年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第10 議案第9号 平成28年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第11 議案第10号 平成28年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第12号 平成28年度八雲町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 同意第1号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることに
ついて
- 日程第15 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第16 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第17 発議第1号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求
める意見書
- 日程第18 発議第2号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継
続を求める意見書
- 日程第19 発議第3号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書
- 日程第20 発議第4号 沖縄での政府の姿勢をあらためるとともに地位協定の見
直しを求める意見書
- 日程第21 発議第5号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 日程第22 発議第6号 無年金者対策の推進を求める意見書

- 日程第 2 3 発議第 7 号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の
拡充を求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書
- 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 2 6 議員派遣の件

○出席議員（16名）

1 番	佐藤智子君	2 番	横田喜世志君
3 番	安藤辰行君	4 番	岡島敬君
5 番	三澤公雄君	6 番	掛村和男君
7 番	田中裕君	8 番	赤井睦美君
9 番	牧野仁君	10 番	大久保建一君
11 番	宮本雅晴君	副議長	12 番 千葉隆君
13 番	岡田修明君		14 番 黒島竹満君
15 番	斎藤實君	議長	16 番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近眞君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	石坂浩太郎君	情報政策室長	吉田邦夫君
会計管理者 兼会計課長	川崎芳則君	総合病院建設企画課長	
保健福祉課長	三澤聡君	財務課長	鈴木敏秋君
農林課参事	森太郎君	兼収納対策室長	
商工観光労政課長	北川正敏君	住民生活課長	竹内友身君
建設課長	佐藤隆雄君	農林課長	加藤貴久君
公園緑地推進室長	戸田淳君	併農業委員会事務局長	
落部支所長		水産課長	吉田一久君
学校教育課長	荻本和男君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
体育課長	浅井敏彦君	環境水道課長	馬着修一君
学校教育課参事	本庄伯幸君	教育長	田中了治君
総合病院事務長	齋藤眞弘君	社会教育課長	
総合病院医事課長	沢野治君	兼図書館長	足立直人君
八雲消防署長	大渊聡君	郷土資料館長	
八雲消防署消防課長	今村幸一君	町史編さん室長	
		学校給食センター所長	小栗由美子君
		監査委員	千田健悦君
		総合病院管理課長	成田耕治君
		消防長	桜井功一君
		八雲消防署管理課長	高橋朗君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	井口貴光君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	伊丸岡徹君		

○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時23分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。
よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと赤井睦美さんを指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。
本日の会議に、決算特別委員会に付託をした平成27年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。
また、町長より補正予算1件と人事案件1件が追加提出されております。他に議員発議によります意見書8件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件1件が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第10号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 認定第1号から認定第10号まで、平成27年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。
本件はかねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて議題とするものであります。
報告書はお手元に配付のとおりであります。
決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○14番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（能登谷正人君） 黒島委員長。

○14番（黒島竹満君） 決算特別委員長として補足説明をいたします。

去る9月9日の本会議で付託がありました認定第1号平成27年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第10号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月9日から9月13日までの3日間にわたり委員会を開催いたしました。

議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につきましては省略を致しますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査を通じて委員各位から述べられました質疑、意見等について十分にその真意を汲み取られ、今後の行政執行及び予算編成に当たって反映して頂くよう強く望むものであります。

平成 27 年度の決算をみますと、行財政改革に対する真摯な取り組みや、町理事者及び職員各位の努力により、町財政の姿は、全会計の連結決算の状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率ともに適正值内を維持しております。

この結果、平成 27 年度末での基金残高も約 68 億円となり、それらは、今後の八雲町の姿をしっかりと見据え多くが特定目的基金として積み立てられていることは、高く評価できるものであります。

しかし、八雲総合病院においては、医師等の事件の影響などにより患者数が減少し、経営状況が悪化している。失った信用を回復するためには、膨大な時間と労力が必要だと思いますが、新院長の元、確実に改革を進め、病院理念の実現に向け職員一丸となって取り組んでいただきたい。

今後とも、町理事者を初め職員各位の弛まぬ努力、議会における建設的な評価と審議、そして監査委員の独自の考察を加えた、三者の力が正常に働くことが、財政健全化と町民の幸せに繋がる町政執行を堅持することと信じ、委員長への補足説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告はいずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 認定第 9 号病院事業会計の認定に反対の討論を行います。

昨年度の麻薬事件は、当事者である医師の個人的問題が大きいところですが、誘引としては大きく 2 つあると考えます。1 つ目は管理体制の甘さです。危機管理、物品管理の両方に問題があったと思います。2 つ目に発覚が遅れ、看護師退職に繋がったのは、下からの意見を軽く扱った上層部の姿勢ではなかったかだと思います。この事件を教訓に危機管理と院内の情報共有を進めて、信頼回復に努めていただきたいと思います。

以上で反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○8 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8 番（赤井睦美君） 平成 27 年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計歳入歳出決算

について、賛成の立場から討論いたします。

監査委員の意見書にもありますように、今年度の決算においては滞納収納率が大幅にアップし、職員のとゆまぬ努力が実を結んだ結果となりました。そのことも含め、町理事者及び職員の最小の予算で最大の効果を生み出すことを念頭に予算編成を行い、その執行に努力され、黒字決算となったことは大きく評価されるべきであります。

病院会計においては本館棟建て替えに加え、想定外の大きな事件が起こり、医業収益が大幅に減少してしまい町民の不安にも繋がっています。しかし、各部署の職員は、病院はもとより積極的に町内へ出かけ、町民の健康維持・健康増進のため、指導・助言を行っている姿を見ると、町民の信頼回復、さらには健全経営へと続いていく可能性を強く感じさせられます。

財政はますます厳しくなっていますが、町長を筆頭に互いに支えあい、それぞれの立場で出来ることをしっかりと取り組み、チーム八雲として安心・安全で笑顔あふれる幸せな町づくりを目指して取り組んでいくことを強く念じ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決をいたします。

まず、認定第9号平成27年度八雲町病院事業会計歳入歳出決算認定について、採決をいたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。認定第9号については委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました認定第9号を除く、認定第1号から認定第8号まで及び認定第10号の9件について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました認定第1号から認定第8号まで及び認定第10号の9件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで及び認定第10号の9件については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第1号八雲町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。

この度の改正は、公共下水道特別会計に汚水処理施設共同整備事業、通称ミックス事業になりますが、これを加え、今後事業を進めるための条例整備でございます。現行の1から4の各特別会計に事業名を加えた表記とし改正するもので、下水道事業に汚水処理施設共同整備事業を加えております。その他の特別会計では事業名を追加表記するもので、事業の内容は現行と同じで変更はございません。汚水処理施設共同整備事業の基本計画を策定するため、この後の下水道事業特別会計で補正予算を提出しているところでございます。また、公共下水道事業という名称には熊石地域の特定環境保全公共下水道事業も含まれた総称となっております。

なお、付則として公布の日から施行するものといたします。

以上、簡単であります。議案第1号八雲町特別会計条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号八雲町空屋等対策協議会設置条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第2号八雲町空屋等対策協議会設置条例について、提案説明いたします。概要説明書1ページの2をご覧ください。

本条例は、空屋等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、町長の付属機関として八雲町空屋等対策協議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

概要説明書3ページの別紙1をご覧ください。条例制定の理由でございますが、近年空き家は全国的にも年々増加しており、この中には適切な管理が行われず、放置されているものも少なくありませんが、このような管理不十分な空屋等が、防災、防火、防犯などの安全面の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐に渡る問題を惹起しております。国は平成26年11月に特別措置法、いわゆる空家法を制定し、市町村が空家等の対策に取り組むための法的根拠を整備したところでございます。

八雲町におきましても、倒壊の危険性がある空家から住居可能な空家まで、現在約340戸ほどが存在しており、今後ますます増加することが予想され、放置されている空家等の対策や有効的な利活用の取組が課題となっております。これら八雲町の空家等の課題解決のため、空家法に基づき協議会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

議案書2ページをお開きください。第1条は協議会を設置することについての規定でございます。第2条は協議事項についての規定で、特定空家等の判断やその措置についての審議、空家等対策計画の作成及び変更、並びに計画に基づく施策の実施に関する協議を行うものでございます。第3条は組織についての規定で、協議会の構成は町長及び委員6名以内で組織し、委員の属性は地域住民及び法務・建築・福祉に関する学識経験のある者、その他町長が認めるものと規定しております。第4条は協議会の会長及び副会長の規定で、会長は町長とし、副会長は委員が互選する旨を規定しております。第5条は協議会の会議について、第6条は委任についての規定となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。また、協議会の委員に対しては、他の条例委員と同様に報酬を支給することとなり、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表に新たに空家等対策協議会委員5,600円を加えるものでございます。

以上、議案第2号についての提案説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。
○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この協議会が設置されたら、特定空家等の解体についても話し合うことになると思うんですけども。8月に室蘭市で特定空家の解体が、行政側が倒壊する恐れがある空家を、本当は持ち主が解体しなきゃならないところを道内で初めて行政がかわって解体をしたということなんですけれども。そういうようなことも想定されているのでしょうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 国の法律もそうでございますが、ただいま議員がおっしゃったことは、いわゆる行政代執行だと思われま。当然、国の法律に基づきまして、また町としまして、それとこの協議会でもそういった代執行等々についての取り扱いも含めてですけれども、議論されていくものと思っております。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この新聞報道によりますと、その解体費用800万円を町が立替をして、後で所有者に請求するということですが、これはなかなか、元々持っている人がやらないのを行政側がやったということで、その費用も莫大だけれども、その回収する見通しというのは薄いかもしれないですね。そのような場合でも危険性が高いものであれば、行政の方で判断しなきゃならない場面、町長がこの協議会の長ですから、そういう判断もしなければならぬと思うのですけれども、町長としてはそういうことは想定していますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員おっしゃるとおりですね、そういうこともあろうかと思えます。いずれにしても、やはり協議会で十分に協議しながらですね、財政の面も考え、または議員の皆様とも相談しながら執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 次に。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） この協議会の設置は、空家対策推進特措法では任意とされておりますので、当町での取り組みということでは非常に高く評価していると共に今後に期待するものでありますが、この3条の組織ということで協議会の人数含めてなんです、6名ということで、この協議会は計画の作成、変更、それから実施についての審議ということ、またはその特定空家の判断と方針ということで、非常に多岐に渡って専門的な知見・知識が必要だというふうに思いますが、この組織についての考え方のご説明をお願いいたします。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） いわゆる空家法の第3条の組織、この協議会の委員の構成メンバーのことでございますけれども、今町として考えておりますのは、町長以外につきましては委員6名ということでございますが、その内訳といたしましては、地域住民の代表を2名、具体的には町連協から1名、それから公募1名。それから法務関係の2名につきましては、法務局のほうから1名、それから町内の司法書士さんを1名。それから建築関係では、宅建業者の代表者の方を1名。それから福祉関係では、民生委員の協議会から1

名というように構成メンバーを、今事務局としては案を考えてございます。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） 非常に多岐に渡るいろいろな場面、また知見が必要だということ。この協議会自体を見ると、特措法の中ではガイドラインの中で1つの自治体に1つの協議会、複数の協議会を設置することも可能だというふうにはなっていますけれども。その辺の今後の考え方も、もしあったらお聞かせ願いたいのですけれども。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 今、議員からご指摘がありました複数の協議会ということですが、今のところはこの八雲町として1つの協議会でと考えております。例えば、地域別に熊石側の空家対策も含めて、もし熊石地域の方で協議会を設けてとなれば、複数の協議会ということも考えられるかと思いますが、今のところは八雲町1本で協議会というふうに考えてございます。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） あと、本定例会、委員会等で組織の連携ということが議員より多々あったと思いますが、この空家対策について、役場の関係課の連携体制というのは構築されているのでしょうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 庁舎内の体制ということではありますが、法の改正が2年前に行われて、去年、以前から議会の場でも岡島議員も含めてですけれども、この空家の取り扱いに対する町の姿勢というのを質問いただいておりますけれども。それに基づきまして昨年の暮れですけれども、八雲町の空家等の対策の庁内連絡会議というものを立ち上げまして、役場として関係機関を含めて関係部署の担当課を含めて連絡会を結成してございます。

その中身につきましては、委員長としまして本庁の副町長。それから委員といたしまして、総務課、企画振興課、財務課、環境水道課。事務局として建設課と、それから地域振興課、それから消防本部等々。また、場合によっては関係ある課を含めてですけれども、随時庁内の連携を深めていくということで確認しております。年に数回、空家等に関する庁内連絡会議を開催しまして、情報の共有、それからこういった具体的な取組について協議をしております。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） この空家という指定されるものは戸建てに限定するのでしょうか。

集合住宅等が入った方がいいのかなと思ったんですけど。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 空家法の中で規定しております空家等の定義でございますけれども、「建築物、またはこれに付属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態化してあるものを言う。」ということになってございます。ですから、集合住宅等につきましては、該当にならないというふうに。失礼いたしました。そういった区別はないということでございます。失礼いたしました。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 広い意味で建物ならオクケーということで解釈してもいいですね。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 例えば土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱、それから壁を有するものというものも該当になるということでございます。例えばこれに付属する門、または塀等々も含まれて、例えばネオンの看板等々、これも建築物に付属する工作物として扱っているということであります。

○5番（三澤公雄君） わかりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○熊石教育事務所長（野口義人君） 議長、熊石教育事務所長。

○議長（能登谷正人君） 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長（野口義人君） 議案第3号八雲町立学校設置条例の一部を改正する

条例についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

今回の改正案の理由でございますが、熊石地域の小中学校について、児童・生徒数の減少や将来に向けて子どもたちにとってより望ましい教育環境の必要性などから、学校の統廃合により平成28年度末で小学校4校と中学校2校を閉校、また平成29年度から小学校1校及び中学校1校を新設することから、学校の廃止及び設置により、八雲町立学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、条例第2条第1項で定める別表第1から、関内小学校、雲石小学校、泊川小学校、相沼小学校を削り、新たに名称、八雲町立熊石小学校。位置、八雲町熊石雲石町744番地を加えるものでございます。

また、同じく条例第2条第1項で定める別表第2から、熊石第1中学校、熊石第2中学校を削り、新たに名称、八雲町立熊石中学校。位置、八雲町熊石雲石町492番地を加えるものでございます。

附則として、この条例の施行期日を平成29年4月1日とするものです。

なお、従前、学校設置条例の改正につきましては、12月定例会で提案、議決をいただいていたところでありますが、既に学校を統合することで保護者・地域・学校との調整が整い、閉校及び開校に向けて各種の取組が進んでいること。また、10月22日土曜日に町と町教委主催の6校合同閉校記念式典を予定していることから、その前に議決をいただき開催したいと考え、今定例会に提案したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、議案第3号八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論がございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第4号ないし議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号新たに生じた土地の確認についてと、議案第5号町の区域の変更については関連がありますので、一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第4号新たに生じた土地の確認について、及び議案第5号町の区域の変更について、関連がございますので一括で説明させていただきます。

議案第4号の新たに生じた土地の確認については、議案書5ページでございます。まず、概要説明の4ページと5ページの山崎漁港図をご覧ください。新たに生じた土地は、黒色の細長く図示した部分でございます。本件は、山崎漁港水産物供給基盤機能保全事業の施行に関連し、北海道が整備した用地の公有水面埋立工事が完了し、竣工が認可され面積が確定されたことにより、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づく手続きとして、八雲町の区域に新たに生じた土地として確認することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

新たに生じた土地は、八雲町山崎760番地地先の公有水面で、埋立面積は311.19平方メートルでございます。

次に、議案第5号町の区域の変更についてであります。議案書6ページでございます。ただ今、説明いたしました内容により、新たに生じた土地について、山崎の区域に編入しようとするものであり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、区域の変更の議決を求めるものでございます。議決後に告示をいたしますが、毎年10月1日を基準として国土地理院が異動を調査し、公表することになります。

以上で、議案第4号及び議案第5号の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに議案第4号及び議案第5号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号及び議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第6号辺地に係る総合整備計画の変更について

を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第6号辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

本件は公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するにあたり、現時点の各事業の執行計画における辺地債の充当可能額が、現行の辺地総合整備計画の各事業の辺地債の計画額を上回る、または現行の計画に掲載されていない新たな事業を実施する場合、辺地債の活用に制限が生ずることから、その辺地債の額など、辺地総合整備計画の変更をするべく、同法第3条第5項に基づき準用する同条第1項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を行い、その協議が平成28年7月5日付け、及び7月25日付けで整ったことから、同項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。8ページをご覧ください。今回変更しようとする辺地総合整備計画の事業は、3箇所の辺地に係る平成27年度から平成31年度にかけて辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、表内の括弧内で記した数値が変更後の事業費等であります。第一に落部地区、入沢地区、栄浜地区を一体で設定する落部辺地であり、三段目、教職員住宅（教員住宅整備事業）は、落部小学校の校長住宅の整備を行おうとするもので、本年3月の第1回定例会において計画に追加した事業であります。その当時、北海道の間では概算事業費により協議を進めていたものであり、実際の執行にあたり先の第2回定例会で追加した予算と乖離が生じたことから変更するもので、現計画事業費1,633万円、辺地債820万円を、事業費1,917万円、辺地債1,100万円に変更しようとするものであります。5段目、道路、町道栄浜海岸線の（茂無辺1号橋長寿命化事業）を平成28年度設計、29年度工事として予定しているものであります。現計画には掲載していなかったことから、事業費1,468万5千円、辺地債500万円として新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。なお、他の事業は今回変更を必要としないものであります。

次に、熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、飲用水供給施設（相沼泊川簡水施設整備事業）は、策定した昨年の第2回定例会における計画事業費と現時点の計画事業費に乖離が生じたことから変更するもので、現計画事業費1億7,280万円、辺地債5,780万円を事業費1億9,189万円、辺地債6,530万円に変更しようとするものであります。

次の道路、相沼内川添線の（泉流橋長寿命化事業）を平成28年度施工するものであります。現計画には掲載していなかったことから、事業費1,150万円、辺地債400万円として新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。

次に、八雲地域の黒岩辺地であり、3段目、飲用水供給施設（送水管・配水管布設替整備

事業)は、先の7月7日開催しました第4回臨時会において追加補正した事業であり、事業費2,980万円、辺地債1,490万円として新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。なお、他の事業は今回変更を必要としないものであります。

以上をもちまして議案第6号辺地に係る総合整備計画の変更についての提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がございますか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論がございますか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第8 議案第7号平成28年度八雲町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議案第7号平成28年度八雲町一般会計補正予算(第3号)について説明いたします。議案書9ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに8,948万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億5,188万2,000円にしようとするものであり、臨時福祉給付金給付事業の他、20の事務事業の追加等の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の18ページであります。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費160万1,000円の追加は北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金77万5,000円、地域間幹線系統バスICカードシステム導入事業補助金82万6,000円であります。北渡島檜山4町地域連携推進事業につきましては、先の第2回定例会第2号補正において、第2の事業として八雲町が主体となるノルディックウォーキング事業を追加したところでありますが、第3の事業として今金町が主体となるピリカふれあい歩くスキー大会事業、第4の事業としてせたな町が主体となるダブルサッカー指導講習会及び交流会事業を追加することとなったことから、それに要する資金を4町が均等に負担するもので77万5,000円の追加であります。地域間幹線系統バスICカードシステム導入事業は、函館市電及び函館バスが北海道新幹線開業による観光客の利便性の向上や効率的な運行を目的に、国の補助事業を活用し全国総合利用サービス対応ICカード「nimoca」を導入するものであります。当ICカード「nimoca」はシステムに加盟する全国の交通機関、商業施設などで利用が可能であり、地域住民の利便性の向上にも寄与されると判断されることから、当事業に対し渡島檜山管内の各市町が協調し支援しようとするものであります。支援額は函館バス株式会社分の事業費4億4,000万円に対し、国からの補助金3分の1、函館バス株式会社の自己負担3分の1、残りの3分の1を各市町の支援とするもので、各市町は函館バスの利用者数に応じ按分し、八雲町は82万6,000円となるものであります。

5目財産管理費100万円の追加は、基金の運用における利付国債割引料であります。基金の運用は定期預金を主に行っておりますが、より効果的な運用を図るため平成26年7月に2年満期年利率0.1%、額面価格10億円の利付国債を地域振興基金他、3基金の計10億100万円の資金で金融機関を通し購入したものであります。利付国債は期間、配当率があらかじめ設定された額面価格に対し、発行額、すなわち購入額より入札されるもので、満期日、すなわち元本返還時には差額が生ずるものであり、購入者である地方公共団体としては満期日に財務運用上は割引料と証する差額分を歳出予算に計上するものであります。本件は2年前に購入したもので普段は取り扱わない国債であったことからこの割引料の予算の計上を漏らしていたことによる追加であります。より効果的な基金運用を求めた結果として2ヶ年の利子発生額が200万円に対し、その割引料100万円、差し引き100万円の運用益が計られたものとしてご理解のほどをよろしくお願いいたします。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費434万7,000円の追加は、個人番号カード等交付事業であります。個人番号カード等の作成等は全国一律に地方公共団体情報システム機構が担い、その経費相当を国が用意するものであります。このほど当システム機構から平成27年度の実績を踏まえ、平成28年度分として要する額が示されたことから、当初予算計上額に対して不足する418万9,000円。また、町民から通知カードの再発行の請求が増加しており、これまでの実績から追加額として5万4,000円、計424万3,000円を個人カード、個人番号カード関連事務費負担金として計上。合わせて国からカード交付の早急なる対応が求められていることから、休日に臨時窓口を設置しようとするもので、職員の時間外勤務手当10万4,000円の計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、8目臨時福祉給付金給付事業費2,817万4,000円の追加は、平成26年、27年度に引き続き国が実施する、一昨年4月の消費税率引き上げに伴い低所得者の方々に与える負担の低減施策である臨時福祉給付金事業及び昨年12月国が決定した一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援、年金生活者等支援、臨時福祉給付金、障害遺族基礎年金受給者向け給付金事業であり、その給付金及びその事務費の計上であります。給付対象者、給付額は臨時福祉給付金が市町村民税が課税されていない方で、給付対象者1人につき3,000円で3,732人を見込み、1,119万6,000円。障害遺族基礎年金受給者向け給付金が先の臨時福祉給付金の対象者で障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方で、給付対象者1人につき3万円で325人を見込み、975万円を19節負担金補助及び交付金に計上し、3節職員手当等から13節委託料までは給付事務に係る事務費の計上であります。なお、給付事務は10月広報にてお知らせをし、10月下旬に対象者へ申請案内を行い、11月から給付をしようとするものであります。

議案書20ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費96万4,000円の追加は障がい児通所等給付事業であり、新たに障害のある就学児童2名が学校の長期休業及び休校日において、森町の児童発達支援施設の放課後等デイサービスを利用することとなり、8月の夏休み分から年間の利用日数を述べ97日相当と見込み、必要額を計上するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費104万1,000円の追加は、予防接種法施行令改正に伴い、生後1歳までの乳児に対するB型肝炎ワクチン接種が定期接種事業として追加されたことに伴う経費であります。接種は1歳になるまでの間に計3回のワクチンを接種するものであり、1回目、2回目は27日以上感覚をおいて、3回目は1回目から139日以上おいて行なうものであり、実施方法はシルバープラザ、熊石国保病院において集団接種により対応するもので、必要経費を乳児数を120名、延べ294回分の接種として各節説明欄記載のとおり計上するものであります。

9目簡易水道事業費136万2,000円の追加は、八雲地域簡易水道事業特別会計繰り出し金であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明したいと思います。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、17節公有財産購入費103万2,000円の追加は、八雲地域の次期廃棄物最終処分場用地、山崎203番1他3.28ヘクタールの購入費の変更であり、当該経費は、先の第2回定例会、第2号補正において、699万4,000円を計上したところでありましたが、この追加により802万6,000円に変更しようとするものであります。変更の要因は町が公共事業用地としての取得であり、用地の譲渡者が租税特別措置法に基づく所得税の軽減措置の適応を受けることが出来るものとして八雲税務署との事前協議が整い、それを前提に地権者から内諾を得ていたところでありましたが、実際の申請において審査を担当する札幌中税務署から、現時点において事業時期、財源経過が確定しないことを理由に所得税の軽減措置の適用外と判断され、地権者との合意の内容からすれば大幅に差異が生じたことから、その相当額を追加し計画通りその用地を取得・購入しよ

うとするものであります。

3目し尿処理費、19節負担金補助及び交付金325万円の追加は、下水道事業会計、汚水処理施設協同整備事業に係る負担金の計上であります。現在、山越郡衛生処理組合が担っているし尿処理を平成32年度以降八雲下水処理浄化センターで処理すべく、その施設の整備を図ろうとするもので、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明したいと思います。

議案書22ページになります。7款1項商工費、2目商工振興費2,000万円の追加は風力発電等にかかわるゾーニング手法検討モデル事業で、環境省の委託事業であり、全額国費によってまかなわれるものであります。風力発電については立地適地に事業計画の集中が見られる中、環境への影響について考慮すべきとの必要性が指摘されており、環境省として地域・地方公共団体において環境面だけでなく、経済面・社会面も総合的に評価し、風力発電を導入・促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリアの設定などを行なうゾーニング手法について検討しており、その手法の実践テストをモデル事業として公募しているものであります。環境省の目的はあくまでも手法の検討であります。その手法の実践において、風力発電の可能性、適地のエリア選定を行なうことから、今年度再生可能エネルギー導入ビジョンの策定を進めている当町に対し、社団法人北海道再生可能エネルギー振興機構からそのビジョンの策定段階、策定後の対応において、当該事業による取組が有効であるものとして本事業が紹介され、北海道再生可能エネルギー振興機構と八雲町の共同提案でその事業公募に申請したところ、8月8日付けで選定採択されたものであります。具体的には北海道再生可能エネルギー振興機構との連携・分担のもと、事業期間を2年とし、風力の賦存量の調査、環境に対する影響の調査を行い、関係者・関係機関との意見交換を行い、適地、非適地を調整するものであり、1年目である本年度に要する経費として当町の事務費も含め、各節説明欄記載のとおり計上するものであります。

3目観光開発費、1,124万3,000円の追加は、鉛川観光施設の水道施設の改修工事費であります。当施設の貯水槽は設置後34年を経過し老朽化が進んでいた所ありますが、本年5月の定期清掃において、排水バルブが腐食により破損し排水が調整できない状態であることが判明し、その後の調査により漏水箇所も確認されたことから改修しようとするもので、今後の適正な維持管理に資するため、管路図をも整備しようとするものであります。

8目土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、1節報酬5万6,000円の追加は、議案第2号として上程した空家等対策協議会委員に対応するもので、協議会2回分の開催に要する計上であります。

議案書の24ページになります。9款1項消防費、1目常備消防費301万2,000円の追加は、8月24日愛媛県松山市で開催された第45回全国消防救助技術大会へ参加した2名分の旅費30万円の計上。併せて勤務地を熊石消防署に命じられた八雲地域に居住する消防職員に対し、熊石地域に常時滞在出来るようその住環境を保障しようとする経費271万2,000円の計上であります。住環境の保障とは、10月から2名熊石雲石町の町営住宅に住まわせるものとし、家具、電化製品などの用意165万9,000円。住宅使用料、光熱水費等の保証

として105万3,000円を計上するものであります。

13款諸支出金、1項諸費、2目還付金及び返納金1,406万7,000円の追加は、昨年度判明した熊石地域の町営住宅利用料の錯誤徴収に係る還付金等と各種事業の精算に係る国・道への返還金であります。熊石地域町営住宅使用料過年度過誤納還付金等は昨年度予算計上したところでありましたが、相手方から回答がなく還付できなかった3件について、このほど還付請求がありましたので、還付金12万3,000円、その加算金3,000円の計上であります。節説明欄3行目から7行目までは各事業の精算に係る国・道への返還金で記載のとおりであります。最下段、アイヌ農林漁業対策事業補助金過年度分返還金797万9,000円は、平成26年度に八雲地区資材保管庫利用組合が実施したホタテ養殖資材保管庫格納庫等の整備において、事業着手時には当該組合の構成員の全てが消費税の簡易課税適用者または免税事業者であったため、整備に係る消費税相当額も含め国の補助金の対象者になっていたところでありましたが、平成27年からその構成員の全てが消費税の本則課税事業者となったことから、先の整備に係る消費税に対応した補助金相当額を返還せざるを得なくなったものであり、町は間接補助事業者として当該受益者からその相当額797万9,000円を徴収し、国に対し返還するものであります。

14款1項職員費、2目職員研修厚生費166万4,000円の減額は、先に消防費で説明しました消防職員に対する熊石地域における住宅保障に係る経費で、当初予算においては職員費に予算計上しましたが、今回消防本部組織として整理し、消防費に一括計上することで整理いたしましたので、14款に計上した予算分を減額するものであります。

以上、補正する歳出の合計は8,948万5,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の14ページとなります。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料5万4,000円の追加は番号法通知カード等再交付手数料で、歳出で説明したとおり再発行の請求が増加しており、これまでの実績から追加しようとするものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金47万9,000円の追加は、歳出で説明しました障がい児通所等給付事業に係る国の負担金で、節説明欄のと通りの計上で、対象経費の2分の1相当額であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金429万3,000円の追加は、歳出で説明いたしました個人番号カード等交付事業に対する国の補助金で、節説明欄のと通りの計上であります。

2目民生費国庫補助金2,817万4,000円の追加は、歳出で説明しました臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害遺族基礎年金受給者向け給付金事業に係る国の補助金で、節説明欄記載のとおり、歳出と同額であります。

14款国庫支出金、3項委託金、3目商工費委託金2,000万円の追加は、歳出で説明いたしました風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業委託金であり、歳出と同額であります。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金23万9,000円の追加は、歳出で説明

しました障がい児通所等給付事業に係る道の負担金で、節説明欄どおりの計上で、対象経費の4分の1相当額であります。

議案書16ページになります。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金77万5,000円の追加は、歳出で説明しました北渡島檜山4町地域連携推進事業に対する交付金であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金103万2,000円の追加は、歳出で説明いたしました次期廃棄物最終処分場用地購入費の財源に充てようとするものであります。

19款1項1目繰越金2,646万円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上でありませぬ。

20款諸収入、5項7目雑入797万9,000円の追加は、歳出で説明しましたアイヌ農林漁業対策事業補助金過年度分返還金であり、歳出と同額であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の8,948万5,000円の追加であります。

以上で議案第7号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がございませぬか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案の20ページの2項児童福祉費の児童措置費で、20節の扶助費のところですが、なぜ急にこういう予算措置をしたんですか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 今回のこの障がい児給付費の関係なんですけれども、森町にあります「駒ヶ岳」という放課後児童デイサービスをやっている事業所があるんですけれども、そちらに通いたいという希望がありまして、それに対応したということで、今まで予算組みはしていなかったということでありませぬ。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 小学生2人だと思ひますけれども、それぞれの学年を教へていただきたいのと。それとですね、これは送迎つきということなんですけれども、冬場はそれが出来ないと聞いております。で、冬場は町の方で送迎は都合するのでしょうか。それとも自分たちで行ってもらふという考えなのでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 学年につきましては中学生が中学2年生ですね。それと小学生については1年生でございます。で、議員おっしゃるとおりですね、送迎に関しま

しては夏場ということで、冬場に関しては自分たちで何とか行っていただくような形を考
えてございます。以上です。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 地元の学童保育所ではその人達は受け入れが出来ないというこ
とで森になったのでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） このたびの利用は長期休業といたしますか、夏休み、冬休
み、秋休み。そういった場合に利用したいということでございまして。ただいま学童保育
所のほうでは、そういったものには対応出来ていないというものですから、駒ヶ岳に行き
たいという希望がございましたので、それに対応したものでございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 商工観光費についてちょっと、手法の1つだと思って聞いておい
てください。今回ゾーニング方式、あまり聞いたことのないような方式が環境庁の予算
2,000万で、先ほどの鈴木課長の説明で早口だったものですから、ちょっと私メモが追いつ
かないもので。そこでね、手法の問題って私最初に言ったんですけれども、こういうふう
な新たな事業等々において導入がされるということになると、まず総務の所管ですから、
総務の委員会にかけて深く理解を求めるという手法も、私あったと思うんですけれど
も。今回総務の方に一切そういうこともない。なくていきなり、こういう手法もまあいいん
ですけれども。ただ、手法的に私は総務にかけて、そして理解度を深めて、そして本会議
という流れが、全く新規な軸が議案書の中に盛り込まれてきたものですからね。ゾー
ニング手法なんて、要するに簡単に言えば風力の調査をするということだと思っ
たんですけども。この辺、どの様なお考えでしょうか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 今回の補正予算の提案ですけれども、先ほど私の説明が早か
ったということで、聞き取りづらかったということについてはお詫び申し上げます。十
分ですね、補正予算の中で議論できるのではないかとというようなことで私の方で判断し、
ある意味補正予算の説明早口だったわけですけれども、通常の事業よりは長めに詳しく説
明したつもりでございました。そういう意味で、委員会でなく本会議の補正予算で十分対応
できるだろうというようなことで、商工観光労政課との打ち合わせです、このような
取り扱いにさせていただいたということでもあります。ですので、あと事業の詳細について
であれば、担当の商工観光労政課の方からお答えいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 予算委員会で理解が求められるんでないかというやり方なんですけれどもね。過去の総務委員会等々にかかってきた案件の1つの中で、落部の風力発電の話題がされました。参事の言うことには、いや議会の議決はいらんいですよと。いや、いらなかったら委員会にかけなくてもいいんでないのという件があったと思うんですよね。いらんいでないの、総務の委員会にかけることは。だけれど今回の場合は議決事項ですから、いくら本会議で説明しても、私は委員会にかけるという手法もあったんでないのかなと思う。これ議決事項ですから。前の落部のやつは議決事項でない、報告だけだったんです。そこでちょっと、都合のいいときは委員会、都合が悪くなれば本会議という見方もされるんです。だからあえて、手法として私聞いているのであって、やはりこういう類のものについて、議決事項等々において、新規の事項において私はね、委員会の報告というのも一理あったのかなと。まあ、本会議で説明すればいいからって言うけれども、そういうことではないんでないでしょうかと思うんですけれども。いかがでしょうか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃるとおり予算に係るという意味で議決事項であります。私の見解として商工観光労政課と協議した中では、先の事例で落部の風力発電の例が出ましたが、あれは実際に具体的に事業を着手すると。要するにもものとしてそこに置くか置かないかというようなものであったというようなことから、ある意味説明が全員協議会ですか、委員会ですか、で説明をしたと。確かに予算もとらない、町側に許認可の権限がないという中では議決事項には係らない中でも、地域に十分関わることだから説明を要したという考え方だと思います。今回のこの風力発電のゾーニング調査、これはあくまでも基本的に、地域の皆様方に今何をつくるとかということではなく、あくまでも国のモデル事業を利用した中で、これから今再生エネルギービジョン策定に係って風力発電の賦存量だとか、適地、非適地をあくまでも調査するというようなことですから、直接今地域住民の方々に損害を与えるだとかそういうことではないと。あくまでもこの策定に係わって出てきた成果については、また委員会等での説明に当然なというふうに考えましたので、今回補正予算という形で十分説明をして、理解を得ようというような考えでいたるところであります。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今の説明では、この落部の民間の企業さんが事業を中止するという関連性というのはあるのでしょうか。今、財政課長の答弁では、風力の調査をすると。やるといった業者さんが途中で断念したということになると、その関連性でこのような事業をまた起こしてきたのかなと思うのですが。そこら辺の関連性について、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○商工観光労政課長（北川正敏君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（北川正敏君） 先日の落部の風力発電の件と今回のゾーニング手法の検討モデル事業とは直接的な関係はございません。で、今回やる部分については先ほど財務課長からも説明がありましたとおり、環境省が風力発電に係わって全国であちこち風車を建てるというような計画があちこちであるのですけれども、風強調査等で採算性が取れるという、勝手に建てられるというか、規制がない土地であれば事業者が勝手に建てちゃうというところもありまして。環境省の方では八雲町においてはオオワシ、オジロワシという鳥もいて、バードストライクの関係だとかというところも実際に調査されていないという、そういう環境の部分も含めた適地、非適地も町村の方で設定しておく、事業者に乱開発されないといいますが、そういうところもあります。あとは環境と言いますが、景観も含めて住民がここには風車建ててほしくないよねだとかというような場所だとかもあると思いますので、そういうところもいろいろ調査した結果、風車の設置場所についてここは適地だねとか、ここは非適地だねというようなものをつくり上げていきたい。そういうのを国がモデル事業を探していて、たまたま先ほど言いました再エネ機構さんから、こんな事業があるんで今ビジョンを策定している中で後々こういう調査もしていかなければなくなるだろうというところで、10分の10全部国が委託金で払ってくれるということで、じゃあ手を上げて応募してみましようかというふうな検討結果になっております。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） ですから、今の関連なんですけれども、関係あるんですよ。落部の時に説明会を開いて、農家の方々に言われたじゃないですか。バードストライクの可能性の部分と農薬をまく部分でヘリコプターを飛ばすけど、ここに建てて大丈夫なのかと。俺何も説明を聞いていないけども、もう建てるって決まってるって聞いたけども、どういふことなんだと。説明会のときに言葉があったじゃないですか。関連するんですよ。だからそういうのをちゃんと整理するという意味で、今回予算付けしたという説明をしないと。それは大きな間違いで。

これから八雲町で町長を筆頭にエネルギー産業をちゃんと頑張っていこうというのは、きっとこれは町民全体で共有できる課題なんです。だからこそ今これをやるんだと、ちゃんと説明しないと。町民を置き去りにして企業だけがエネルギー産業をやったって意味ないわけですから。そこはちゃんと主眼をおいて、町民と共生を図っていくという表現にしないと。これから長期間やっていく事業になりますから、言葉の部分と町民感情の部分は大事にしていきたいなというふうに思いますけれども。いかがですか。

○商工観光労政課長（北川正敏君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（北川正敏君） 大変失礼いたしました。

岡田議員おっしゃるとおり、町民と一緒に、風力だけじゃなくて再エネビジョンの方に

ついても一緒に考えていきたいというふうに考えております。

で、ビジョン策定の方でも、この風力のゾーニングの検討事業の方でも、住民と十分話し合うワークショップを開催するという事も検討しておりますので。その中で皆さんの意見を聞きながら、何が合っているかあっていないか、どこが適地か非適地かというようなところも皆さんと一緒に、議員の皆さんも含めて計画していきたいというふうに考えております。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） だから、住民代表である我々の、特に管轄である総務常任委員会に、やはりちゃんと報告するべきだったということで、今後はその点気をつけるということを一言言ってもらえれば納得できるんです。どうですか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 今、地域住民に関係性がある、ない、という意味では、岡田議員言われた議論というのは非常にもっともだと思います。落部の関係でいけば、私詳細までは聞いておりませんが、事業者がある意味先行していたという中で、その時にはある意味風力関係、ゾーニング関係の資料を町としては用いていない中で事業者に求めた中で、事業者としては大丈夫でないかということで地元説明会へと進んだようでありませうけれども、結果的にそれが断念したようであります。そういう意味で、あくまでもこの事業において岡田議員ご指摘のとおり、それらに資するような資料が出来るということでありまして。今後ゾーニングがどうだとか、適地、非適地だとか、風力発電をどうするかというのは、この事業の中で検討をしていくということでありまして。この事業をこれからそれらに資するために、ある意味調査事業を行なうと。調査事業もあくまでも地域住民の皆様方と議論をしていくというものであったということですから総務常任委員会までは、私の方ではこの補正予算の説明の中で皆様方に十分伝わるのではないかなという判断をしたということでありまして。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 財務課長が言うのは分かりますけれども、商工観光労政課の課長さんからですね、やはり常任委員会にかけるべきだった。今後気をつけますというようなね。そこまで言わせると強制ですけれども、そういう気持ちでもって進んでもらいたいんですが。意見の相違でしょうか。

○商工観光労政課長（北川正敏君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（北川正敏君） 常任委員会にかける、かけない。全協にかける、かけない。今後、議会事務局等とも協議しながら、その都度かけるべき事業なのか、本会議でやるべきものなのかというところを協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 行政の側では線引きが難しいのかもしれませんが、私たち八雲町議会は議会基本条例というものを制定しております。つまり、住民自治の運営のルールとして理解してもらいたいということをまず。財務課長の答弁だけを聞いていますとですね、議決だけ貰えばいいんだというように感じます。我々は迫認機関から卒業をするんだという考えで、まだ改革の途中なんですけれども、これから岩村町政が町民とともに歩むんだという姿勢を崩さないでいくのであれば、是非議会を活用していただきたい。我々は16人の議員が住民の多様な意見を反映させられる最低限の数だと思って16人に制定してやっていっています。そして、その責任を感じ、我々も多様な意見を出しながら、いろんな観点で行政から提案されることを考えていっているつもりです。まだまだ足りないところはありますけれども、そういう形で町政運営を、両輪という言葉を使いながら一緒にやっていこうという形をとっているつもりでございますので。単なる議決だけもらえばいいやという姿勢から早く脱してもらいたいし、我々もそれに対して資する組織になっていきたいと思っていますけれども。今現在もそれになっているという自負がありますので、こういった提案の仕方は非常に、議決に対して私は保証出来なくなるよと言いたくなるくらいに非常に怒りを覚えます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 私の言葉遣いが非常に足らなかったのかなというふうに思っております。私としては決してそんな思いはございません。この事業があくまでもこれから将来に向かって皆様方と議論すると。要するに議会、地域の皆様方と議論していくというような事業でありますから、そういう意味で決して議会の皆様方をないがしろにしているということでは思ってもいなかったのです。そういうような形で本会議で十分に説明をすれば理解を得られるのではないかなという考え方であったということでもあります。決して議会の皆様方を、議決だけもらえれば町はいいんだというような考えは一切もってはおおりません。そういう意味では言葉が足りなかったということで、お詫び申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時01分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第8号平成28年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） それでは、平成28年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書26ページをお願いいたします。

この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億6,011万7,000円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書32ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費184万4,000円の追加は、平成30年度の国民健康保険都道府県広域化準備のため、北海道の国保事業費納付金等算定標準システムとの情報連携に必要な電算システム改修費でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費421万4,000円の追加は、現時点までの支出状況と今後の見込みを勘案しまして、規定予算に不足が生じる見込みのため増額補正するものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金18万1,000円の追加は、平成28年度納付額が確定しまして、規定予算に不足が生じるため増額しようとするものでございます。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金6万2,000円の追加は、平成28年度納付額が確定しまして、規定予算に不足が生じるため増額しようとするものでございます。

次に歳入でございます。30ページにお戻り願います。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金184万4,000円の追加は、歳出で説明申し上げました国民健康保険都道府県広域化準備のための電算システム改修費の全額が交付されるため計上するものでございます。

4款1項1目療養給付費等交付金437万7,000円の追加は、歳出で説明いたしました退職被保険者等高額療養費等に対応するもので、節説明欄記載の過年度分については、平成27年度退職者医療交付金の確定に伴い、追加交付されるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金8万円の追加は、平成28年度前期高齢者交付金の確定により計上するものでございます。

以上、議案第8号平成28年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第9号平成28年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第9号平成28年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書34ページでございます。

この度の補正は平成27年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に係る補正で、介護保険事業会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ4,326万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億5,086万4,000円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書38ページの下段をご覧願ひます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金で4,326万2,000円の追加は、平成27年度の給付実績等が交付額を下回ったことによる返還金で、節説明欄記載のとおり介護給付費国庫負担金3,089万3,000円、介護給付費道負担金1,211万3,000円、地域支援事業国庫補助金9万7,000円、地域支援事業道補助金4万8,000円、地域支援事業支援交付金11万1,000円の返還が生じたための補正でございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの上段をご覧ください。
5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金129万4,000円の追加は、平成27年度の介護給付費交付金の給付実績が交付額を上回ったことによる追加交付金でございます。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金4,196万8,000円の追加は、歳出の償還金に係る分を介護給付費準備基金により対応しようとするものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第11 議案第10号平成28年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第10号平成28年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。議案書40ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ272万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億434万2,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。44ページをお開きください。下段になります。2款施設費、1項施設整備費、3目黒岩簡水施設整備費272万2,000円を増額で、6月13日に黒岩簡水の配水池施設に落雷があり、塩素濃度を測る濃度計が故障し、取替えをするため補正するものでございます。現在は毎日現地で塩素濃度を測定し、管理している状況でございます。

次に歳入についてご説明いたします。同じページの上段でございます。3款繰入金、1

項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を136万2,000円増額。

4款諸収入、1項1目雑入を136万円増額し歳出に対応するもので、修繕費の半分は災害共済保険から補填されることとなります。

以上、簡単ですが議案第10号八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 議案第11号平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第11号平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。議案書46ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ650万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,531万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。50ページをお開きください。下段になります。2款施設費、1項施設整備費、3目汚水処理施設共同整備事業費650万円の増額で、議案第1号で説明いたしましたが、下水処理場でし尿処理も行う汚水処理施設共同整備事業を進めるための基本計画を、下水道事業団に委託する委託料を補正するものであります。本年度一部基本設計に着手し、来年の平成29年度に基本計画を策定及び実施設計を策定し、平成30年、31年の2カ年で施設を整備し、平成32年度より供用開始の予定と考えております。

次に歳入についてご説明いたします。同じページの上段でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、2目汚水処理施設共同整備事業負担金を325万円増額。3款国庫支

出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金を325万円増額し、歳出に対応するものです。

し尿処理につきましては、これまで山越郡衛生処理組合に一般会計より負担金により支出していましたが、この度の整備についても同様の考えから、下水道施設で処理をしますが、し尿処理に係る部分については一般会計からの負担金として支出し、処理することになります。

以上、議案第11号平成28年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第12号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 議案第12号平成28年度八雲町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第12号平成28年度八雲町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。別冊の議案書1ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに702万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億5,890万8,000円にしようとするものであり、先の第3号補正の調整後に新たに必要が生じた事務事業の追加等の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書8ページとなります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費9万9,000円の追加は臨時職員に係る社会保険料の追加であります。これは公的年金制度改革に係るもので、財政基盤の安定化や最低保障機能の強化を目的に平成24年に法改正が行なわれ、順次その制度改正が行なわれて

きたものでありますが、本年10月には短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大が図られます。具体的には従業員501名以上の事業所において、週20時間以上の勤務者へ制度が広げられるもので、八雲町の臨時職員にも適応されるところであります。この制度改正を迎えるにあたり、改めて該当者の有無を調査し、該当者の社会保険加入について現行予算内で対応できない科目について、今回補正をお願いするものであります。本来であれば当初予算に計上すべきでありましたことをお詫び申し上げます。以上から財産管理費においては、作業補助員1名分について計上するものであります。なお、本補正第4号における社会保険料は全てこの案件であります。

15目電算業務費198万5,000円の追加は、社会保障税番号制度対応システム改修委託料であります。社会保障税番号制度対応システムについては、国の指示のもと、平成26年度から順次整備してきたところでありますが、本年5月厚生労働省から特定個人情報データ標準レイアウトに係るシステム改修の指示があり、この8月23日によりやくその詳細が示され、11月までにシステム改修を終えなければならないことから追加しようとするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費216万9,000円の追加は相沼墓地駐車場の整備費であります。相沼墓地においては駐車場がないため、お盆などは車両が町道に駐車し、車両、歩行者ともに通行に障害が出ていることから、墓地の地先の熊石相沼町555番1、614平米を専用駐車場にしようとするものであり、その購入について、このほど所有者から内諾を得ましたので、購入費として194万8,000円、また購入後整地に要する材料費として22万1,000円を追加し、来春の彼岸に向け備えようとするものであります。

7款1項商工費、2目商工振興費223万3,000円の追加はシンガポール物産展参加事業補助金であります。北海道がシンガポールに開設した「道産子プラザ」シンガポール店は、11月に1周年を迎えるものでありますが、その記念事業として物産展北海道フェア及びシンガポールの飲食店関係者に、一次製品の売り込みを目的とした北海道ナイトを開催することとしたところでありますが、北海道はその参加対象に八雲町を選定し、急遽当町に参加要請がなされたことからこれに応え、八雲町製品の海外マーケットへの販路拡大へ繋げようとするものであります。具体的には町内事業者及び町担当員の計6名で八雲町産品を持ち込み、販売・PRを諮ろうとするものであり、産品輸送費、旅費など事業費260万8,000円に対し、223万3,000円を支援しようとするものであり、財源を八雲町の発展に期待するふるさと納税に頼りたいというものであります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費34万7,000円の追加は、先に説明いたしました臨時職員に係る社会保険料の追加であり、学校公務補3名分の計上であります。以下、同様に10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費9万9,000円の追加は公民館管理人1名の社会保険料。10款教育費、5項保健体育費、3目総合体育館費9万4,000円の追加は公務補1名の社会保険料の計上であります。以上、補正する歳出の合計は702万6,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書6ページとなります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、

1 目総務費国庫補助金 29 万 4,000 円の追加は、社会保障税番号制度対応システム改修事業補助金で、歳出で説明しました追加の改修事業及びこれまでの改修事業の実績を勘案し計上するものであります。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援基金繰入金 223 万 3,000 円の追加は、歳出で説明しましたシンガポール物産展参加事業補助金の財源に充てようとするものであります。

3 目公共施設整備基金繰入金 194 万 8,000 円の追加は、歳出で説明しました相沼墓地の用地購入費の財源に充てようとするものであります。

19 款 1 項 1 目繰越金 255 万 1,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 702 万 6,000 円の追加であります。

以上で議案第 12 号平成 28 年八雲町一般会計補正予算（第 4 号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 同意第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 同意第 1 号八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 1 号八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現在教育委員としてご活躍をいただいております宮田千秋委員の任期が 11 月 17 日をもって満了となりますことから、その後任について議会の同意を求めるものであります。後任として任命したい方は議案書記載のとおり、八雲町熊石相沼町 1 番地 13 にお住まいの神原伸哉さんで、昭和 35 年 11 月 26 日生まれの 55 歳であります。昭和 54 年 3 月、北

海道熊石高等学校を卒業後、民間会社に就職し、その後昭和 56 年 4 月に館平郵便局に採用、檜山管内各地の郵便局に勤務をされ、平成 11 年 6 月に奥尻町宮津郵便局長、平成 17 年から関内郵便局長、平成 21 年から館平郵便局局長と、長きに渡り郵政事業の発展と地域社会への貢献にご尽力されております。また、同氏は保護司、熊石地域審議委員など、要職に就かれるなどと共に、教育に関する見識が高く、公平な立場で大局的判断をなせる方であり、また、温厚にして誠実なお人柄でございまして、教育委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いする次第であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、ただちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町熊石相沼町 1 番地 13 神原伸哉さんを八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、神原伸哉さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告であります。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 報告第 1 号専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書 52 ページをお開きください。地方自治法第 180 第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

議案書の 53 ページをお開き願います。本件は平成 28 年 6 月 2 日八雲町立岩 375 番地 8 八雲町体験農園内において、草刈作業中乗用型草刈機にまきこんだと思われる小石が飛び出し、駐車中の自家用車の窓ガラスを破損させたものでございます。

このことをもって被害者と協議の結果、平成 28 年 7 月 26 日に示談が成立し、民法第 715 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、同日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

1 の損害賠償の額は、車の窓ガラスの修理代として 9 万 3,570 円でございます。2 の損

害賠償の相手方は、八雲町東雲町 51 番地 72、早坂とみ子さんでございます。なお、損害賠償額については全国町村会総合賠償補償保険で対応してまいります。

今後はこのようなことの無いよう、作業実施時における周辺状況と作業機械の確認徹底と、利用者に対する周知、注意を呼びかけながら作業を行なってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） この手の事故で私が発言するのは 3 回目です。同じことを聞かなくちゃいけないんだけど、再発の徹底をって言いますけれどね、機械が違うんだと言うんですけれど、カバー等はどうしていますか。乗用型でも飛散ないようにカバーが付いてるはずなんですけれど、前回は図書館の車で壁に穴をあけて、その次はどこでしたっけね。また今回、これは活性化センターだと思うんですけれど、再発防止という割には続いているんですけれど。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） ただいまのご質問の草刈機の草を排出するところのゴムのカバーのことだと思いますけれど、それについては付いていたと思います。現在、作業前には装着の部分の確認をしてから作業にあたるようにしております。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 過去の例もそうだけれど、物損で済んでいたからこの程度なんですけれど、場合によっては、これは刈り払い機の例では国民生活センターへの報告の例でも失明の事例なんかもありますしね、今回乗用だともっとパワーが強いので、飛んだものの先に人がいたなら傷ついたわけですから。本当にこういうことはもう、今は農林課ですけれどね、他の課でも持っているわけですから是非しっかりと、対岸の火事ではなく我事のように思い直してですね、全庁のもっている乗用型、また、人が介してやる草刈等も、事故が発生しないようにもう一度見直してもらいたいと思ひます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） この作業の時も勿論、人がいないことは周りを確認をしてやっていたというふうに作業員からも聞いております。ただ、結構離れたところを走行していたつもりだったんですけれど、乗用車には当たってしまったというのが現状です。現在も草刈作業、日々草が伸びて農園の周りの草を刈らなくやならないのでやらせてもらっていますけれど、そういった中で人は勿論、その周りの車等のものについても確認をした上で行うように徹底しております。三澤議員ご指摘のことについてはごもっともだと思

います。今後も気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） パワーは強いんですよ。思わぬところまで飛ぶんです。実際に石をはねた場合どれくらい跳ぶかっていうのは、確認してみれば分かると思うんですけども。だから石を飛ばさないようにするためにカバーがあると思うんですが、ただ、外国製の場合は非常に安全基準、そして生産物責任法がはっきりしているんで、こんなところにあつたら邪魔だろうと思うようなところについているんですが、その乗用型が国産だった場合にですね、その辺の基準がまだ国内では甘いのでね、その辺の確認をしなきゃいけないんですが。

1つ防止策として、草刈の高さ、残す高さですね、これをもう一度見直す。日本人の感覚からいくと、ちゃんと刈っていないんでないかという長さになっちゃうも知れませんが、今の草刈の状況が非常に総合体育館とか見ても、あれ人でやっていますけれどもね、短いんですね。あれだとナイロンコードでやっても石が飛ぶ可能性があるんで、非常にハラハラして見えています。1人でやっていますからね、石が飛んだ時とか。今は道路作業、ここに業者さんもいますけれども、2人でコンパネを押さえながら1人で草刈をやるというのが、今業界では安全確保のためにやっているように思うんですけどね。今八雲ではそういうことまではやっていません。そしてこの乗用の場合、繰り返しますけれども、とりあえず今やれることは、刈り残す高さですか、そこをもう一度見直して、その刈る場所に石があっても跳ねない高さというものを確認してですね、どうしても子どもが石を投げたり、車から逆に石が飛んできて芝生のところに石があるという場合もありますから、ゼロにすることは難しいのかもしれませんが、もう一度刈り残す高さを、最初は仕事をしていないように思われるような高さと思われるかもしれませんが、異常に短く刈ることによる危険性というものを再認識していただきたいと思います。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 刈り残す高さの部分についてでございますけれども、各課課長ですね、きっと控え室で聞いておると思いますので、全課の方にそういう注意事項を流したいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第16 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 報告第2号専決処分の報告について説明させていただきます。

議案書54ページでございます。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項に基づき報告をいたします。

損害賠償額の決定についてですが、本件は、本年4月12日午後3時30分ころ、八雲町東野1116番地付近において総務課地籍管財係が町有地の立木伐採作業中に伐採した立木が風の影響を受け、送電線に接触し切断させたもので、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため記載のとおり損害賠償額を決定したものでございます。損害賠償額は、86万4,304円、損害賠償の相手方は、函館市千歳町25番15号、北海道電力株式会社函館支店、支店長名畑優でございます。なお、損害賠償金は送電線復旧工事費で、全国町村会総合賠償補償保険により全額支払いが完了しております。

今後このような事故を起こさないよう十分注意するとともに、送電線付近や大きな樹木の伐採には、専門の業者へ依頼するなど対処してまいりたいと思います。

以上専決処分の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 続けて質問するのもやりづらいんですけどもね。これ春に山越から向こうというか、森の辺りまで停電になった事案だと思うんですけどもね。北電に86万払ったから済んだというような程度のものじゃないのかもしれませんが、二次被害等を考えるとね。今専門の業者にこれから頼むって話だったんですけども、確認します。地籍管財の方が自ら木を倒そうとしたということなんでしょうか。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 町有地の測量をされていてですね、どうしてもその先が立ち木で見えないということで、その支障となっている木を伐採をしたということであります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 再発防止には努めてもらえる答弁だったと思うんですけども。経験の浅い方が木を倒そうというのは本当に、木の生い立ち、ねじり方によっては倒れる方向が全く予測がつかない部分もあると思うのでね。これからは専門の業者というか、経験のしっかりあるところにやっていただくというのは徹底していただきたいと思います。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） そのように努めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 17 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 発議第 1 号公共輸送機関である J R 北海道等に係る経営支援策を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 1 号公共輸送機関である J R 北海道等に係る経営支援策を求める意見書について提案説明をいたします。

7 月 29 日 J R 北海道は赤字路線を維持するために、駅の廃止、運賃値上げ、鉄道施設を自治体などが保有し、J R が運行に専念する上下分離方式をあげ、バス転換の可能性も述べています。もともと J R 北海道と J R 四国及び J R 貨物は発足当初から経営が厳しく、国による経営安定化基金からの運用収益でかろうじて経営を維持しているのが実情であります。J R 東日本・西日本・東海などは、人口密集地での利用者を確保し経営を維持していますが、北海道などは交通格差があり、加えて北海道は積雪寒冷地で鉄道施設の維持管理に膨大な費用を必要としています。よって政府は、J R 北海道などが公共交通機関としての役割を発揮できるように、地域交通や鉄道貨物の確保に向けた施策や、経営自立に向けた財政政策を図るべきであり、J R 北海道に対して必要な手立てを早急に取りよう、強く求めていくものであります。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 18 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 発議第 2 号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 2 号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行ないます。

2008 年度から実施された後期高齢者医療制度は、9 年目を迎えました。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の 2 割、5 割、7 割軽減となっていますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の軽減実施や均等割の軽減を 8.5 割、9 割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も 9 割軽減としてきました。

こうした状況の中、国においては、2014 年 6 月 24 日の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、2015 年 1 月 18 日の社会保障制度改革推進本部決定により、2017 年度から原則的に政令本則の 2 割、5 割、7 割に戻す予定です。この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約 60%の均等割・所得割軽減対象者は、保険料が 2 倍、3 倍、5 倍などに引き上げられ、甚大な影響が及びます。そうなれば、北海道の加入者 75 万 7,000 人の内、46 万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念されます。

よって、国には後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続をはかるように強く求めます。議員各位のご賛同、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 19 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発議第 3 号 T P P 協定の調印・批准しないことを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 3 号 T P P 協定の調印・批准しないことを求める意見書について、提案説明をいたします。

T P P 参加国は、2015 年 10 月 5 日に大筋合意し、11 月 5 日に暫定文書を発表しました。しかしこれらの内容は、主要農産品は交渉から除外または再協議という国会決議から明らかに違反するものであり、食料自給率のさらなる低下はもとより、日本の農林水産業や地域経済に深刻な打撃を与えるものになると思います。さらには I S D S 条項、医療、保険分野、食の安全など、各界から出されている懸念への説明を速やかに行い、国民的な議論を保障すべきであることを政府に求めるものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 20 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発議第 4 号沖縄での政府の姿勢をあらためるとともに地位協定の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 4 号沖縄での政府の姿勢をあらためるとともに地位協定の見直しを求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

沖縄には現在 34 の米軍施設があり、その土地面積は日本国内の米軍施設の約 75% を占めています。1972 年にアメリカから返還された時も本土の米軍基地は減らされたものの、沖縄の基地は縮小されず、国内の米軍基地が沖縄に集中する結果になっています。騒音、戦闘機やヘリコプターの墜落事故、米兵による交通事故や暴行事件など、基地を抱える沖縄の問題は後を絶ちません。米軍普天間飛行場を名護市辺野古に移設する問題も、県外移設を望む県民の思いに反し、政府は強行に押し進めようとしています。

また、今回の元米兵による女性遺体遺棄事件は犯人逮捕に至ったものの、関係する証拠等が明らかにされず、事件解明の障害になっていることが報道され、日米地位協定の改定を求める世論が高まっています。政府には沖縄に対する強行姿勢をあらため、基地問題の解決に真摯に向き合うことを求めます。また、女性遺体遺棄事件に抗議するとともに、国において米軍属が起こす事件等においても国内と対等に扱われるよう、米国に対し日米地位協定の見直しを求めることを強く要望いたします。

以上、議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 2 1 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 5 号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 5 号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書。提出者を代表して提案説明をいたします。

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対策や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない問題が増大している。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになってきており、待ったなしの改革が必要である。

記 1、教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくチーム学校の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。2、教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。3、部活動は教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。4、教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 2 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 6 号無年金者対策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 6 号無年金者対策の推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012 年 2 月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものです。

記 1、無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する措置について、2017 年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。2、低年金者への福祉的な措置として最大月額 5,000 円、年 6 万円を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 3 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 7 号返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 7 号返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。この奨学金制度は、国立大学、私立大学ともに授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は 2016 年度大学生らの約 4 割にあたる 132 万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

記 1、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料の減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017 年度を目途に給付型奨学金を創設すること。2、希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。3、低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 24 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 8 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○10 番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○10 番（大久保建一君） 発議第 8 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し説明申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要があります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、森林環境税等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。

申出書はお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第26 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第26 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成28年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時12分]